

ひたちなか市教育委員会会議録

令和2年 第13回 ひたちなか市教育委員会 10月定例会 会議録					
令和2年10月19日(月)		開会 午後3時30分		閉会 午後4時25分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室2				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			井上 亨	欠席
	参事(教育担当)			大内 保広	出席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席
	○事務局員	総務課主幹			二川 和久
総務課主事			大江 由華	出席	
1 議案審議等	その他(1)	9月定例会市議会における教育委員会関係事項について【公開】			
	その他(2)	令和2年度「公共施設・土地利用に関する調査特別委員会」について【公開】			
	その他(3)	新型コロナウイルス感染症への対応について【非公開】			

令和2年第13回ひたちなか市
教育委員会10月定例会会議録

開会 15:30

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

その他(1) 9月定例市議会における教育委員会関係事項について

総務課長 市議会に係ります教育委員会関連事項につきまして報告させていただきます。会期は、令和2年9月2日から9月28日までとなっております。

1点目として、令和2年一般会計補正予算について説明させていただきます。まず、①新型コロナウイルス感染防止のため中止となった修学旅行のキャンセルに係る経費でございます。概要としましては、本年6月に実施予定だったものを8月下旬から9月に延期していた修学旅行の中止に伴い、中学校9校分の旅行会社企画料金のキャンセル料を負担する経費を計上するものでございます。金額につきましては、499万4千円となっております。次に、②新型コロナウイルス感染症対策に係る感染症対策のための備品購入に係る経費でございます。概要としましては、小中学校における感染症対策の強化のため非接触型体温計を1学級に1台購入するための追加経費を計上しております。小学校分として55万7千円、中学校分として57万円を計上しております。次に、③GIGAスクール構想実施に係る経費でございます。ICTの活用によりすべての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現するため、児童生徒1人1台のタブレットの購入、WEBカメラを小中学校に各10台、Wi-Fiモバイルルーターを整備するための経費を計上するものでございます。小学校分として4億6999万6千円、中学校分として2億3364万4千円を計上しております。

続きまして2ページ、一般質問について説明させていただきます。9月議会におきましては、ご覧のとおり8名の議員から、大変多くの教育関係のご質問がありました。

はじめに、大内健寿議員ですが、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区の小中学校統合に伴い、廃校となる学校施設の有効活用についてご質問がございました。まず、跡地利活用についての市長の考えについて伺いたいのご質問がありました。地域住民の方から特に強い要望があった集会施設につきましては、先行して利活用を開始できるよう、具体的な施設の転用に向

けた課題の洗い出しなどの協議を、庁内で検討を進めていくことについて答弁させていただきました。また、集会施設以外の用途の検討につきましても、今後民間活力の導入など、様々な視点から利活用の方策を取り入れ、地域の方々と考えていきたいと答弁いたしました。2点目として、跡地利活用の方策として検討を行うために庁内に設置した学校施設跡地利活用検討委員会において出されている跡地利活用の方向性についてのご質問がございました。当該委員会では、跡地利活用を進めていくにあたり、行政需要への対応、市民協働による活用、暫定的な活用、民間事業者等への譲渡処分の4つの考え方を基本とし、検討を進めていくことを答弁いたしました。3点目といたしまして、跡地利活用についての地域住民への情報提供、4点目といたしまして、公と民で議論する公的な協働の仕組み作りについてご質問がございました。地域住民への情報提供につきましては、地域へ提案を募集する中で、学校ごとの転用可能施設について、具体的な施設名を明示し、情報提供を行ったことについて答弁いたしました。また、公的な協働の仕組みづくりにつきましては、跡地利活用の方向性が定まった地区から、地域住民、学校関係者、庁内関係者からの、跡地利活用検討部会を発足させ、それぞれが役割を分担し、共同して取り組むことにより、跡地利活用を進めていくことを答弁いたしました。最後に5点目といたしまして、廃校跡地再利用工程表についてご質問がありました。地域の集会施設として活用する跡地を例に答弁をいたしました。集会施設の運営体制、予算作成等の施設運営のソフト面について、本年度行政と地域が詳細に検討協議し、ハード面につきましては、閉校後となる来年度に、施設を建築基準法などに適合させる諸手続や、施設の改修を行政で行い、来年度中をめどに地域への移管ができるよう取り組んでいくことを答弁させていただきました。

次に、宇田貴子議員です。宇田議員からは学校での感染防止と学びの保障についてご質問がございました。1点目として、ICT活用に対する取り組み・課題ということで、オンラインで学びを継続するために必要なことと課題についてご質問がございました。教員のICTに関する資質能力向上を図るために、茨城高専と連携し、オンラインに関する研修会やプログラミング教育についての希望研修会を実施したことを答弁いたしました。また、Wi-Fi環境を整えられない家庭に対してのモバイルルーターの貸出や、低所得者の家庭学習を支えるために通信費を就学援助費等で支援していくことなどについても答弁いたしました。2点目といたしまして、不登校の子へのICTの活用についてご質問がございました。本市の取組として、不登校の子と学校をオンラインでつなぎ、心のケ

アやサポートを行うため、一部の学校で心の教室相談員がオンライン相談を開始したことなどについて答弁いたしました。3点目といたしまして、教師の負担軽減の方策についてご質問がございました。県の学校サポーター配置事業等を活用し、校内の消毒や児童生徒の支援、教師の事務支援等についてサポートの充実を図っていく考えであることを答弁いたしました。最後に、感染防止、学びの保障のための少人数学級の実現についてご質問がございました。少人数学級につきましては、感染防止対策の有効な手立てとなるとともに、児童生徒に対するきめ細かな指導に適した環境であることから、今後も教職員配置や施策の充実を国県に要望していくことを答弁いたしました。

次は、薄井宏安議員です。薄井議員からは、選挙について、小中学校における主権者教育の在り方についてご質問がございました。主権者教育においては、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるとともに、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて身に付けさせていくことについて答弁いたしました。同じく薄井議員からは、美乃浜学園につきまして5点質問がございました。1点目としまして、学校施設の建設の進捗状況及び今後のスケジュールについてご質問がありました。校舎等建設工事、屋内運動場棟建設工事、プール棟建設工事につきましては来年1月8日までの工期で順調に工事を進めており、外構工事についても来年3月までの工期で順調に工事が進んでいることから、予定どおり、来年4月の開校を迎えられる見込みであることについて答弁をいたしました。2点目としまして、義務教育学校と小中一貫校との違い、義務教育学校とした経緯についてご質問がございました。小中一貫校については、6・3制の教育課程を併設した小中学校等で教育を行い、小中にそれぞれ校長を置き、小中連携をしながらも独立した運営を行っていることについてお答えいたしました。一方、義務教育学校については、6・3制の内容を踏まえながら、9年間の義務教育を一貫して行い、一人の校長のもと、小中両方の免許を持つ教員を配置して運営を行っていることについて答弁いたしました。また、義務教育学校とした経緯につきましては、義務教育学校とすることにより、9年間を見据えた教育活動が可能となり、自由度の高いカリキュラムの設定、中1ギャップの解消など義務教育学校ならではの質の高い教育環境を作ることができることなどを踏まえ、小中学校を一つにまとめ、児童生徒や教職員がともに活動し、関わることのできる小中施設一体型の義務教育学校を新設することになったことについて答弁をいたしました。3点目として、

「4・3・2制」の学年段階の区切りによる教育課程の編成についての保護者への周知、説明についてのご質問がありました。現在まで地域住民への報告会の実施や、基本構想、整備基本計画の公表により、周知説明をしてきたところですが、より十分に理解していただくため、引き続き市ホームページや統合校だよりで周知していくとともに、今後実施される保護者会や新入生説明会に合わせて、美乃浜学園の教育課程などについて説明していく予定であることを答弁いたしました。4点目といたしまして、通学時の安全対策についてご質問がございました。通学時の安全対策につきましては、PTA検討委員会の通学等ワーキンググループにおいて、通学路（案）の安全点検を実施し、危険個所については学校、警察署などと合同点検を行い、横断歩道やグリーンベルトなどの必要な箇所を確認していくとともに、今後は登下校時の見守り活動についての具体案を作成し、関係者の協力を得ながら、見守り体制を構築していくことについて答弁いたしました。また、来年3月の新駅開業に合わせた湊線乗車体験などを実施し、開校に向け安全・安心に通学できるよう準備を進めていくことについて答弁をいたしました。最後に、開校についての課題についてご質問がございました。内容といたしましては、学校開放事業により統合となる学校施設を利用している団体への周知についてのご質問がございました。該当する団体については、来年度からの活動場所についての意向調査を実施しており、今後は調査結果も踏まえ、統合となる学校の体育施設の継続利用や、美乃浜学園への活動場所の変更について、各団体や地域、美乃浜学園と協議を重ねながら、利用調整を行っていくことについて答弁を行いました。

つづきまして、鈴木道生議員です。鈴木道生議員からは、公共施設老朽化の現状と取り組みについての質問の中で、中央図書館の建て替えのスケジュールについてご質問がありました。整備地については、旧生涯学習センターのほか2か所について、立地等の観点から検討を行っていることを答弁するとともに、整備時期については、新型コロナウイルスの流行による未曾有の状況や市の財政に及ぼす影響等から、これまでのスケジュールどおりに進めることは困難である考えであることを答弁させていただきました。次に、同じく鈴木議員ですが、美乃浜学園建設に伴う統合対象5校の跡地利活用についてのご質問がございました。当該地区の跡地利活用につきましては、地域の要望が強い集会施設について先行して検討を進めており、将来的には既存施設の統廃合も含め、検討していることについて答弁いたしました。他の跡地利活用につきましても、類似施設との統合や民間活力の導入など、公共施設の管理コストの縮減の視点を

取り入れながら検討していくことを答弁いたしました。

次は、海野富男議員です。海野議員からは、学校における新型コロナウイルス感染症への対応について5点質問がございました。1点目として、危機管理マニュアルにおける新型コロナウイルス感染症への対応についてご質問がありました。各校で作成している危機管理マニュアルについては、新型インフルエンザなどへの対応の在り方などを掲載しており、新型コロナウイルス感染症への対応については、国や県のガイドラインに示された感染者への対応方法等を随時各校の危機管理マニュアルに追加し、適切な対応が取れるようにしていることについて答弁いたしました。2点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症における出席停止や休校等に関し、ガイドラインにおける指針の内容についてご質問がございました。出席停止につきましては、県のガイドラインにおいて、児童生徒が感染した場合は完治するまで、濃厚接触者に特定された場合は接触のあった日の翌日から2週間が法の規定に基づく出席停止の措置を取る期間となっており、加えて児童生徒に発熱などの風邪の症状がみられるときも、法に基づく出席停止になることについて答弁をいたしました。次に、臨時休業については、児童生徒や教職員の感染が確認された場合、教育委員会は保健所からの指示により濃厚接触者を特定し、検査に必要な日数について臨時休業を実施することについて答弁をいたしました。3点目として、保護者から感染不安があり、子どもを休ませたいと申し出があった際の対応についての質問がございました。感染の可能性が高まっていると、保護者が休ませたいと考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で校長が出席しなくてもよいと認めた場合は、欠席としないことが可能となっており、通常の欠席日数には含めず、出席停止と同じ扱いとしていることを答弁いたしました。4点目でございますが、新しい学校生活様式の取組の状況と中間評価、今後の課題と対応策について質問がございました。新しい生活様式に基づき、感染及びその拡大リスクを可能な限り軽減した上で、創意ある教育活動を行い、学校運営が継続できていることは評価できるものであると答弁をいたしました。課題といたしましては、音楽の合唱や家庭科の調理実習などの感染リスクの高い学習活動が通常に行えていない状況にあり、どのように補充するかについて、市教務主任会などで検討していくことについて答弁いたしました。また、PCR検査などで学校を休む児童生徒への差別や偏見、誹謗中傷への対応についても課題となっており、国や県からの通知文に基づいた指導を各校で行い、文部科学大臣のメッセージ文を各校に配布し、感染者に対する差別や偏

見、誹謗中傷が起こらないよう指示をしていることを答弁いたしました。最後に、各校に配分された感染症対策費の配分額と用途及び予算執行状況についてご質問がありました。国の補助金を活用した学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業の各校の配分額につきましては、各校の規模に応じ1校当たり100万円から200万円となっており、用途としては、換気に効果的なサーキュレーターや非接触型体温計などの購入に充てることについて答弁をいたしました。予算の執行状況につきましては、グループ学習用のフェイスシールドやマウスシールドなどは購入されておりますが、その他の物品等については、今後本格的に各校での購入が進められていくと答弁いたしました。

続きまして、山田恵子議員です。山田恵子議員からは登下校時の熱中症対策についてご質問がございました。新型コロナウイルス感染症予防のためのマスクを着用しての登下校においては、気温、湿度、暑さ指数が高い日においては、熱中症等が発生する恐れがあることから、暑さで息苦しいと感じたときなどにマスクを外すことなどを指導していることについて答弁をいたしました。また、夏季休暇を短縮し8月を登校日としたことから、熱中症予防に効果のある塩分タブレットを学校に準備し、医師会等の代表者などの意見を参考に、下校前には水分と共にタブレットを摂取させて下校させるなどの熱中症予防に取り組んでいることについて答弁をいたしました。同じく、山田議員からは、公立学童クラブの対象学年拡大と開設時間の延長についてご質問がございました。核家族化等により、子どもを取り巻く環境が急激に変化している中で、放課後を安全安心に過ごすことができる学童クラブの重要性は一層高まっていることから、今後対象学年の拡大の検討を進めるとともに、他市の学童クラブの視察等を実施し、高学年児童の受け入れ態勢等について調査をしていくことについて答弁をいたしました。また、開設時間の延長につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務や時差出勤の普及など、働き方が大きく変化している中、今後の保護者の働き方を注視し、本市学童クラブの開設時間の在り方について検討していくことについて答弁をいたしました。

次は、樋之口英詞議員です。樋之口議員からは教科書選定についてご質問がございました。一点目として、今年度に行われた中学校の教科書選定についての流れと、中学校社会科の歴史的分野の教科書の選定結果についてのご質問がございました。採択の流れについては、採択地区内の教員等の中から選任された調査員が、観点別に調査研究をし、調査研究を基に作成された資料について、選定協議会で十分な審議を行った上で、教科書

の選定がなされており、その結果、中学校社会科の歴史的分野の教科書については、東京書籍のものを採択したことについて答弁いたしました。2点目といたしまして、採択された社会科の歴史的分野の教科書について、極東裁判や事後法についての記事があるかご質問がございました。極東裁判につきましては、「戦後日本の出発」の単元における占領の始まりと非軍事化の学習の部分におきまして記載があることについて答弁をいたしました。また、事後法につきましては、採択された教科書には記載がないことを確認していることについて答弁いたしました。

最後は、弓削仁一議員です。弓削仁一議員からは、新型コロナウイルスの小中幼稚園における感染症対策について5点ご質問がございました。1点目として、小中幼稚園の感染症対策の具体的内容についてご質問がございました。現在本市においては、国や県の通知等に基づき、毎朝の検温確認、健康観察の実施等基本的な感染症対策を行っていることについて答弁をいたしました。2点目といたしまして、非接触型体温計を1学級1台配置することによるメリットについてご質問がございました。配置のメリットとして、児童生徒の体温を迅速かつ効果的に確認することが可能であり、家庭での検温を忘れた児童生徒への対応や、発熱確認後に保健室を経由することなく他者との接触を避けるための別室で児童生徒を待機させる対応などが可能となることについて答弁いたしました。3点目として、夏季休業日の短縮における学校の対応についてご質問がございました。小学校においては、休業中の学習課題を精選し、過重な負担とならぬよう配慮したことについて答弁いたしました。また、中学校におきましては、部活動の活動日数を制限したり、職場体験学習等を見送ったりするなど、生徒が自らの主体的な活動時間を確保できるよう配慮したことについて答弁いたしました。4点目として、市内小中学校における運動会、体育祭の取組についてご質問がございました。運動会、体育祭においても学校規模に応じて必要な感染症対策を検討、実施しており、小学校では飲食でのリスクを減らしたり、長時間の人の接触を減らすため、実施時間を午前中のみで開催としたりするなどの対応について答弁いたしました。また、中学校においても体育祭の種目数を減らしたり、競技を午前中で終了したりするなどの密集をできるだけ回避する配慮をしたことについて答弁いたしました。最後になりますが、小中幼稚園感染症対策における今後の課題等についてご質問がございました。今後インフルエンザの流行と重なることを考え、手洗いなどの徹底の継続、学びを保障するための定期的な学習進度の確認、体力低下防止のための体育の授業の工夫などについて答弁いたしました。また、感染者や濃厚接触者等へ差別や偏見、

いじめ等は絶対に許されないことを指導することについても答弁をいたしました。以上、9月定例会市議会の報告とさせていただきます。

【質疑、意見など】

特になし

その他（２） 令和２年度「公共施設・土地利用に関する調査特別委員会」について

中央図書館長 その他（２）の資料をご覧ください。令和２年３月に「公共施設・土地利用に関する調査特別委員会」が設置され、継続して開催されており、８月４日に３候補地と現在の図書館の視察調査が行われております。また、続いて１０月１３日に、これまでの調査でご質問いただきましたところについて特別委員会で説明をさせていただきましたので、その内容につきまして報告をさせていただきます。

１の整備地の安全性のうち、（１）と（２）については、候補地の一つである親水性中央公園隣接地の水害に対する安全性について都市整備部より説明をいたしました。教育委員会としましては、（３）の歩行者に対する安全性及び冬季積雪時の安全性について説明しております。こちらの安全性についてですが、高低差のある親水性公園等敷地の歩行者動線に関しましては、建物に付随する階段やエレベーター等により安全に往来できるように、バリアフリー法などの関連法令に適合した整備を行うこととしています。また、冬季の積雪などによる凍結等への安全対策については、国土交通省の駐車場設計施工指針やそのほかの関連法令を踏まえながら安全な整備を行うとともに、積雪時には塩化カルシウムなどの散布を行うなど、対応も想定していることなどを説明いたしました。

次に、２の整備候補地については、新たな候補地が加わった経緯について説明をいたしました。４番目の候補地となる親水性中央公園等敷地が加わりました経緯につきましては、以前より検討を続けてまいりました候補地が利点もある反面、すでに活用している機能があり利用者に影響を及ぼしてしまうなどの課題があるため、ふさわしい敷地があれば検討していくこととしたためです。親水性中央公園隣接地については、昭和通りに面した便利な場所でありながら、静かな読書環境が創出できる場所として、令和元年度に候補地に加え、現段階では、旧青少年センター、旧生涯学習センター、東石川第４グラウンドと共に検討を行っていることを説明いたしました。

次に、３のまちづくりとの関係性について、（１）と（２）につつまし

では、これまでの検討の中で、どの候補地においても近隣の公共施設との複合化をすることは想定していないことを説明させていただきましたが、引き続き図書館との相乗効果が得られる機能や、市民へのアンケート調査等でニーズの高い機能などについては検討していくとともに、新中央図書館が中心市街地において魅力的な施設として整備できるよう、関係部署と共に検討していくことをご説明いたしました。また、(3)については、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行など大きく社会経済情勢が変化しておりますことを踏まえて、今後さらに検討していくことを説明しております。

4の図書館像については、新中央図書館の複合機能の基本的な考え方「学び・実り・遊びでまちの未来を拓く図書館」の理念に基づいて、子どもに学びと遊びを一体的に提供できる機能の充実を図るとともに、具体的な整備計画につきましては「新中央図書館整備基本計画」を基本として、市民の声も反映させながら今後さらに詳細に検討していくことを説明させていただきました。

最後に、5の今後のスケジュールについてですが、現在の新型コロナウイルス感染症の流行による未曾有の状況や、それに伴う市の財政に及ぼす影響などから、これまでのスケジュールどおりに進めることは難しいと考えていることをご説明させていただき、引き続きコロナ渦における今後の社会状況を見極めつつ、慎重に検討を進めていくことを説明いたしました。公共施設・土地利用に関する調査特別委員会に関する説明については、以上になります。

【質疑・意見など】

石川委員 スケジュールを拝見しまして、このブルーの1年目から3年目というのが今までの進めてこられた計画なのですか。それから、イエローの部分、4年目から6年目が今後の進めていくスケジュールというふうに捉えてよろしいですか。

中央図書館長 こちらのスケジュール表につきましては、このブルーの部分については調査設計委託という形で実際に現場に入ることではない事業をすることになっております。黄色の部分具体的な建築工事になります。こちら1年目と書いてありますところは、整備地が決まってから初めて着手できる年となります。今のところこの1年目を来年再来年といった時期では設定できない状況であることを説明させていただきました。

石川委員 そうすると、今のお話ですと今後このスケジュールだと5年半かかる
ということですか。

中央図書館長 着手してから5年半かかることになります。

石川委員 一市民の思いとしては早く開館できるといいですね。

その他（3） 新型コロナウイルス感染症への対応について

教 育 長 その他（3）新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、これ
につきましては公開することによりまして個人が特定され不利益を被る
おそれがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条
第7項ただし書の規定によりまして、非公開にいたしたいと思えます。非
公開にするときには討論を行わないでその可否を決定しなければならない
とされていますので、この件を非公開とすることに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

（委員全員が挙手）

教 育 長 賛成の方が出席委員の3分の2を超えましたので、非公開とします。

教 育 長 （閉会の宣言）

閉会（16：25）